

京都市告示第 218 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成22年9月21日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
崔 鶴雲	さい鍼灸整骨院	北区紫野西蓮台野町72番地の3	平成22年 7月21日
小野 雅代	あんず鍼灸マッサージ院	山科区音羽野田町1番地の6 山科音羽マンションA-105	平成22年 8月5日
緒方 陸矢	緒方治療院	山科区大宅打明町3番地の6	平成22年 8月18日
山田 哲生	久保鍼灸治療院	山科区御陵血洗町50番地の4	平成22年 8月23日
明石 千昭	あかし鍼灸接骨院	下京区西木屋町七条上る新日吉町130番地の1	平成22年 8月3日
大郷 徳真	安穏接骨院・鍼灸院	右京区西院清水町32番地2階	平成22年 8月23日
松本 光生	なかま鍼灸整骨院	西京区川島有栖川町2番地の3 桂ビル1階	平成22年 8月24日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
大山 夏子	有限会社アグレスグループ 在宅マッサージ楽楽	西京区桂木ノ下町16番地の28 シャトレタカヤ201号	平成22年8月24日
坂元 亮一	株式会社ティーダ森指圧療術院	西京区大枝北沓掛町3番地の19の3	平成22年8月9日
園 真澄	株式会社ティーダ森指圧療術院	西京区大枝北沓掛町3番地の19の3	平成22年8月9日
安藤 岳	かめしん鍼灸整骨院	伏見区向島立河原町32番地の11	平成22年7月28日
森田 真一	もりた整骨院	伏見区桃山町丹後33番地の173	平成22年8月4日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)